

## 壱岐市農業委員会定例会（令和6年9月）

### 議事録

1. 開催日時 令和6年9月25日（水）午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 ・・・ 農業委員会長 外 農業委員 18名
4. 欠席委員 ・・・番・・・委員
5. 事務局職員 事務局長 ・・・ 主事 ・・・
6. 議事日程
  - 第1. 議事録署名委員の指名 ・・・番 ・・・委員 ・・・番 ・・・委員
  - 第2. 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第43号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画  
(出し手から農地中間管理機構) (案)の要請について
  - 議案第44号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画  
(農地中間管理機構から受け手) (案)の要請について
7. その他

---

事務局 皆さんおはようございます。

それでは、ご案内の時間前であります。只今より令和6年9月の農業委員会の総会を開会致します。先日からの地区別研修会はお疲れ様でした。

本日は、・・・番・・・委員さんから欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中18名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】それでは、本日の議事録署名人は、・・・番長嶋委員、・・・番・・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。なお、本日の会議書記には事務局、・・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第41号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が、6件あがっております。受け手は、全て個人でありますので、「農地所有適格法人以外の法人」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、5件の売買、1件の贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

#### 43番 土地の所在

勝本町仲触 字斎ノ久保	・	・	・	番	・	地目	田	面積	64m <sup>2</sup>
同じく	・	・	・	番	・	地目	畠	面積	524m <sup>2</sup>
同じく	・	・	・	番	・	地目	田	面積	337m <sup>2</sup>
同じく	・	・	・	番	・	地目	田	面積	32m <sup>2</sup>
同じく	・	・	・	番	・	地目	田	面積	61m <sup>2</sup>
同じく	・	・	・	番	・	地目	畠	面積	1083m <sup>2</sup>
同じく	・	・	・	番	・	地目	田	面積	45m <sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営面積は、0です。

#### 申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため、譲受人に贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により譲り受けて耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は野菜の作付けです。

農機具は、軽トラック、2トントラック、ユンボ、管理機をリースされるということあります。

農作業歴は本人及び妻が0年であります。これから農業を始めるということです。

通作距離については、7km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、きゅうり、トマト、じゃが芋等の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。9月17日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議 長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、9月17日に現地確認を致しました。

譲受人の・・さんは、新たに農地を取得し、野菜や果樹を作付けするそうです。

また、取得する農地に近い譲渡人所有の住宅・倉庫なども取得し、農業に従事するとのことです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議 長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第41号43番は決定します。

続きまして、44番から46番については共有地であり、同一の譲受人ですので一括して事務局の説明を求めます。

事務局 はい、1頁、2頁、3頁をお願いします。本件は、昨年の12月と本年の1月の3条申請で審議しました・・・・さんの共有地にかかる分です。

44番から46番 土地の所在

勝本町大久保触 みなごえ 字皆越 ・・・番・ 地目 田 面積 1131m<sup>2</sup>

譲渡人

44番

・・・・・・・・・ 持ち分1296分の2

45番

・・・・・・・・・ 持ち分1296分の2

46番

(登記名義人) ・・・・・・・・ 持ち分648分の3

(相続人①) ・・・・・・・・

(相続人②) ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は田が23544m<sup>2</sup>、畠が2202m<sup>2</sup>、計25746m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受けて、耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますか、経営状況は水稻、麦、飼料作物の作付けです。

農機具は、トラクターを所有しております、田植機、稲刈機、ロールベイラー、コンバインにかかる業務は、委託しております。

農作業歴は本人50年で、妻が40年、長男が15年です。通作距離については、50m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間を通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、飼料、麦の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。9月18日に・・委員さんと譲受人の長男の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 担当の・・です。

事務局の説明の通り、9月18日に現地確認を致しました。

申請地は、現在、譲受人の・・さんが作付けしている共有農地であり、今回・・さん、・・さんと・・さんの相続人である・・さん、・・さんの所有分を・・さんに売却し、所有権の全てを移転するものです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第41号44、45、46番は決定します。続きまして、47番の説明をお願い致します。

事務局 4頁をお願いします。

47番 土地の所在

芦辺町諸吉大石触 字新松崎 ・・・番 地目 田 面積 1995m<sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は、田が4637m<sup>2</sup>、畑が3171m<sup>2</sup>、計8808m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受けて農業規模を拡大する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」でありますと、経営状況は水稻、飼料、野菜の作付けです。

農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック、乗用トラックを所有されてあります。

農作業歴は本人が40年、妻が40年、長男が10年です。

通作距離については、3km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。9月18日に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。

事務局の説明の通り、9月18日に現地確認を致しました。

譲渡人の・・さんが、申請農地を手放したいという話を・・さんがお聞きし、買  
い受けことになったそうです。何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご  
審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声  
あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第41号47番は決定します。

続きまして、48番の説明をお願い致します。

事務局 4頁をお願いします。

48番 土地の所在

芦辺町箱崎大左右触 字松崎 ・・・番・ 地目 畑 面積 2120m<sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は、田が5265m<sup>2</sup>、畠が2173m<sup>2</sup> 計7438m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人 島外在住で、管理できないため譲受人に売却する。

譲受人 譲受人の要望により買い受けて耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、売却です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は水稻の作付けです。

農機具は、トラクター、軽トラック、刈払機を所有されてあります。

農作業歴は本人が10年、父母が40年ずつです。

通作距離については、5Km弱です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、野菜、果樹の作付けでありますので、周辺への  
影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たし  
ていると考えます。9月18日に植村委員さんと譲受人との立会いの下、現地確  
認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・です。事務局の説明通りで9月18日  
に譲受人の父親と現地確認を行いました。譲渡人の・・さんが、島外在住であ  
るため、不要となった農地を住居とともに譲受人に売却するものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声

あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第41号48番は決定します。

続きまして、議案第42号「農地法第5条の規定による認可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、5頁お願いします。

議案第42号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

13番 土地の所在

石田町本村触 字水畠 ・・・番・ 地目 畑 面積489m<sup>2</sup>

転用目的 一般個人住宅

譲渡人 ・・・

譲受人 ・・・

申請理由 現在、借家に住んでいますが、子供の成長に伴い、手狭になったため、申請地を譲り受け、自己の居宅を建築したいので申請します、というもので

す。

権利の設定内容は、贈与です。

農用地区域除外は、県の同意を得て令和5年12月13日に完了しております。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は、6頁から8頁です。令和5年8月25日の農振地域除外時に・・委員さんと申請人の譲渡人である父親の立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

事務局 はい。・・委員が急遽定例会を欠席されまして、委員より補足説明を預かっておりますので代読します。

事務局の説明の通り昨年8月定例の折に農振除外申請につきまして、ご承認を頂きました案件であります。

転用の許可が下り次第、計画通りに進めて行くという事でありましたので、皆様方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議 長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第42号13番は意見を付して進達します。続きまして、14番の説明をお願いします。

事務局 はい、5頁をお願い致します

14番 土地の所在

石田町石田東触 字久保 ・・・番・ 地目 畑 面積 1855m<sup>2</sup>

転用目的 事務所兼展示場

譲渡人 ・・・

譲受人 ・・・

申請理由 近年、墓石の多様化が進んでおり、展示スペースの拡充が必要となったため、申請地を譲り受け、事務所兼展示場を整備したいので申請します、

というものです。

権利の設定内容は、贈与です。

位置図、写真、配置図は、9頁から11頁です。

令和6年2月25日の農用地区域外の折に・・委員さんと譲受人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

事務局 本件も・・委員の案件ですので、事務局から代読します。

事務局の説明の通り2月定例の折に農振除外申請につきまして、ご承認を頂きました案件であります。

電話で確認しました所、転用の許可が下り次第、計画通りに進めて行くという事でありましたので、皆様方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第42号14番は意見を付して進達します。続きまして、議案第43号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の要請について」と議案第44号の「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の要請について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。

事務局 はい、議案第43号と議案第44号は一括して説明させて頂きます。12頁をお願い致します。

議案第43号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり市から提出された農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)を定めるよう要請することの可否について判断を求めるものです。

13頁をご覧ください。令和6年9月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については、この一覧表のとおりであります。

また、12頁をご覧いただきますと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定については、9年11ヶ月の田の新規が3筆で5, 175m<sup>2</sup>、使用貸借権設定については、10年間の田の新規が2筆で1, 421m<sup>2</sup>、であります。

続きまして、14頁をお願い致します。議案第44号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、市から提出された農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)を定めるよう要請することの可否について判断を求めるものです。15頁の令和6年9月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりであります、再度14頁をご覧いただきますと、計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計

画表は、議案第43号で説明致しました通りであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第43号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の公告と、議案第44号の農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を、公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることがあります。何かございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第43号と議案第44号は原案のとおり決定しその旨回答します。続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

- ① 10月の定例会の日程 → 令和6年10月25日(金)午前9時～
- ② 農業者年金加入推進記録簿の提出をお願いします。加入の意思があると思われる人については、地区担当委員と事務局が訪問をして加入推進の手続きを進めていきたいと思います。
- ③ 利用状況調査と活動記録簿の提出をお願いします。
- ④ 来月の定例会では、相続の勉強会を行う予定です。
- ⑤ 九州・沖縄ブロック農業委員女性研修会の出欠について(佐賀市開催)  
・・・委員、・・・委員、・・・委員が出席予定。

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。